特別高圧電力B(卸市場価格連動) (主契約料金表)

2023年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この特別高圧電力B(卸市場価格連動)料金表(以下「この料金表」といいます。)は,次の地域に適用いたします。 滋賀県,京都府,大阪府,奈良県,和歌山県,兵庫県(一部を除きます。),福井県の一部,岐阜県の一部,三重県の 一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、特別高圧電力B(卸市場価格連動)といたします。

3 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受け、動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が原則として 2,000 キロワット以上であるものに適用いたします。

4 契約使用期間

契約使用期間は、料金適用開始の日から1年目の日までといたします。

5 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとし、周波数は、標準周波数60へルツといたします。ただし、自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合、供給電圧を判定する際の契約電力は、自家発補給電力の契約電力との合計といたします。また、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合またはお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力 10,000 キロワット未満	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルト
契約電力 10,000 キロワット以上	標準電圧 70,000 ボルト

6 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社 との協議によって定めます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件(特別高圧・高圧)(2023 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。)別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、供給条件別表 2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、供給条件別表 2 (燃料費調整)(1)ーによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2 (燃料費調整)(1)ーによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2 (燃料費調整)(1)ーによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表(卸市場価格調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 3 円 51 銭を下回る場合は、別表(卸市場価格調整)(1)チに定める卸市場価格調整)(1)かによって算定された平均卸市場価格調整)(1)かによって算定された補正後平均卸市場価格が別表(卸市場価格調整)(1)かによって算定された調整基準単価以下となる場合または別表(卸市場価格調整)(1)ニによって算定された補正後平均卸市場価格調整)(1)かによって算定された調整基準単価を上回る場合は、別表(卸市場価格調整)(1)チに定める卸市場価格調整)(1)かによって算定された調整基準単価を上回る場合は、別表(卸市場価格調整)(1)チに定める卸市場価格調整)(1)かによって算定された調整基準単価を上回る場合は、別表(卸市場価格調整)(1)チに定める卸市場価格調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

	契約電力1キロワットにつき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1,886 円 50 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1,842 円 50 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、次のとおりといたします。

	1 キロワット時につき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	12 円 69 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	12 円 32 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 その他

- (1) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含みます。)を使用することはできません。
- (2) 予備契約料金表とあわせて契約される場合,別表(卸市場価格調整)(1)へ(ハ)のときは、予備電力料金の計算における燃料費調整は行いません。
- (3) 供給条件 40 (需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算) (1) イにいう電力量料金は、卸市場価格調整額を除いたものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

別 表

卸市場価格調整

- (1) 卸市場価格調整額の算定
 - イ 平均卸市場価格

1キロワット時あたりの平均卸市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)が公表する翌日取引(卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。)を行なうための卸電力取引市場における各平均卸市場価格算定期間の商品(卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。)ごとの売買取引(売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。)における価格(消費税等相当額を含まない価格とします。)の合計を、各平均卸市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお, 平均卸市場価格の単位は, 1円とし, その端数は, 小数点以下第3位で四捨五入いたします。

口 損失率

託送約款等における特別高圧で供給する場合の損失率といたします。

ハ 特別高圧託送電力量料金率

特別高圧託送電力量料金率は、託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

二 補正後平均卸市場価格

1キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。なお、補正後平均卸市場価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

補正後平均卸市場価格 = イによって算定された平均卸市場価格 \times $\frac{1}{(1-\mu o \pm 1)}$ (1- μ) \times π (1- μ) π (1- μ)

+ ハの特別高圧託送電力量料金率

ホ 調整基準単価

調整基準単価は、7 (料金) (2)に定める料金率に供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

へ 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は,次のとおりといたします。

(イ) 1キロワット時あたりの平均卸市場価格が3円51銭を下回る場合

	1 キロワット時につき
標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 75 銭
標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	1 円 69 銭

(p) 1キロワット時あたりの平均卸市場価格が3円51銭以上となり,かつ,1キロワット時あたりの補正後平均 卸市場価格がホの調整基準単価以下となる場合 卸市場価格調整単価は、零といたします。

(n) 1 キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格がホの調整基準単価を上回る場合 卸市場価格調整単価は、補正後平均卸市場価格からホの調整基準単価を差し引いた値といたします。

ト 卸市場価格調整単価の適用

各平均卸市場価格算定期間の平均卸市場価格または補正後平均卸市場価格によって定めた卸市場価格調整単価は、その平均卸市場価格算定期間に対応する卸市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 なお、各平均卸市場価格算定期間に対応する卸市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均卸市場価格算定期間	卸市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の3月分の料金に係る計量期間等

その年の4月分の料金に係る計量期間等
その年の5月分の料金に係る計量期間等
その年の6月分の料金に係る計量期間等
その年の7月分の料金に係る計量期間等
その年の8月分の料金に係る計量期間等
その年の9月分の料金に係る計量期間等
その年の10月分の料金に係る計量期間等
その年の11月分の料金に係る計量期間等
その年の12月分の料金に係る計量期間等
翌年の1月分の料金に係る計量期間等
翌年の2月分の料金に係る計量期間等

チ 卸市場価格調整額

卸市場価格調整額は、その1月の使用電力量にへによって算定された卸市場価格調整単価を適用して算定いた します。

(2) 卸市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)へによって算定された卸市場価格調整単価を、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせします。

関西電力株式会社(小売電気事業者登録番号: A 0 2 7 2) 大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。